

茨附指選第6号
令和5年11月22日

茨木市長 福岡洋一様

茨木市指定管理者候補者選定委員会
委員長 山下克之

茨木市指定管理者候補者選定委員会の答申について

令和5年7月4日付け茨財産第429号で諮問のありました内容について、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 令和5年度 指定管理者候補者の選定について
別紙のとおり
- 2 令和4年度 指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価について
おおむね適正に行われていたが、今後の管理運営について、以下の点に留意いただきたい。
 - (1) モニタリングシートの収支状況について、詳細な記載を検討されたい。
 - (2) 稼働率の低い研修室や会議室について、利用促進に向けて検討されたい。
 - (3) 評価項目について、アンケート結果が反映されるよう検討されたい。
 - (4) アンケート項目について、施設の特性を踏まえた内容を検討されたい。
- 3 その他選定に関する事項について
特に無し

以上

＜茨木市立コミュニティセンター＞指定管理者候補者について

1 施設の名称

茨木市立葦原コミュニティセンター	①
茨木市立中津コミュニティセンター	②
茨木市立庄栄コミュニティセンター	③
茨木市立水尾コミュニティセンター	④
茨木市立郡コミュニティセンター	⑤
茨木市立西河原コミュニティセンター	⑥
茨木市立穂積コミュニティセンター	⑦
茨木市立畑田コミュニティセンター	⑧
茨木市立東コミュニティセンター	⑨
茨木市立豊川コミュニティセンター	⑩
茨木市立彩都西コミュニティセンター	⑪
茨木市立三島コミュニティセンター	⑫
茨木市立大池コミュニティセンター	⑬
茨木市立春日コミュニティセンター	⑭
茨木市立東奈良コミュニティセンター	⑮
茨木市立沢池コミュニティセンター	⑯
茨木市立山手台コミュニティセンター	⑰
茨木市立玉櫛コミュニティセンター	⑱

2 指定管理者候補者

- ①団体名 葦原コミュニティセンター管理運営委員会
所在地 茨木市新和町21番27号
- ②団体名 中津コミュニティセンター管理運営委員会
所在地 茨木市桑田町13番29号
- ③団体名 庄栄コミュニティセンター管理運営委員会
所在地 茨木市庄二丁目26番12号
- ④団体名 水尾コミュニティセンター管理運営委員会
所在地 茨木市水尾二丁目9番15号
- ⑤団体名 郡コミュニティセンター管理運営委員会
所在地 茨木市郡五丁目12番11号
- ⑥団体名 西河原コミュニティセンター管理運営委員会
所在地 茨木市西河原北町7番21号
- ⑦団体名 穂積コミュニティセンター管理運営委員会
所在地 茨木市下穂積一丁目7番5号
- ⑧団体名 畑田コミュニティセンター管理運営委員会
所在地 茨木市畑田町3番6号
- ⑨団体名 東コミュニティセンター管理運営委員会

所在地	茨木市学園町4番18号
⑩団体名	豊川コミュニティセンター管理運営委員会
所在地	茨木市藤の里二丁目16番8号
⑪団体名	彩都西コミュニティセンター管理運営委員会
所在地	茨木市彩都あさぎ一丁目3番4号
⑫団体名	三島コミュニティセンター管理運営委員会
所在地	茨木市西河原二丁目7番12号
⑬団体名	大池コミュニティセンター管理運営委員会
所在地	茨木市舟木町11番35号
⑭団体名	春日小学校区地域協議会
所在地	茨木市上穂積二丁目13番30号
⑮団体名	東奈良小学校区地域協議会
所在地	茨木市東奈良三丁目8番5号
⑯団体名	沢池コミュニティセンター管理運営委員会
所在地	茨木市南春日丘五丁目1番21号
⑰団体名	茨木市山手台街づくり協議会
所在地	茨木市山手台三丁目32番2号
⑱団体名	玉櫛小学校区地域協議会
所在地	茨木市沢良宜東町5番39号

3 指定の期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

4 選定の理由

コミュニティセンターは、市民の地域活動を育成し、ふれあいのある豊かな地域社会を実現するために地域に密着した活動拠点として設置したもので、現在市内に18館が開館しており、地域住民による管理運営委員会及び地域自治組織が自主的に運営している。

このコミュニティセンター管理運営委員会及び地域自治組織は、主にコミュニティセンターの管理運営並びに地域コミュニティの振興を図ることを目的とし、各小学校区内の地域組織から選出されたもので構成されている。主なメンバーは、自治会、公民館運営委員会、自主防災会、民生委員児童委員協議会及び地域の公益的な活動をしている団体となっている。地域の皆さまが気軽にご利用いただけるように地域に密着した管理・運営を行っている。

コミュニティセンターは、それぞれの地域の実情に応じた管理運営を住民により行い、地域活動の拠点としていこうとするものである。

平成6年4月以来、地域の様々な組織で構成される管理運営委員会との委託契約により各コミュニティセンターの管理運営を行っており、平成18年4月からは、管理運営委員会を指定管理者として管理運営を実施している。また、茨木市地域コミュニティ基本指針に掲げる、地域組織間の連携・協働を促す機能

別紙

を担う地域自治組織を指定管理者に加え、地域の活動拠点としての運営を推進している。

その実績については、各地域の特性を踏まえた創意工夫による事業展開が行われているほか、地域の活動拠点として、多様な主体の活動を支えるとともに、様々な地域活動を通じて、地域への関心を深め、「地域づくりは自らの手で」という意識の醸成にも貢献している。

以上のことなどを総合的に勘案し、市民の地域活動を育成し、ふれあいのあ
る豊かな地域社会をつくり、もって福祉の増進を図ることが期待できると判断
したため、指定管理者候補者として特定する。

＜茨木市市民総合センター＞指定管理者候補者について

1 施設の名称

茨木市市民総合センター

2 指定管理者候補者

団体名 公益財団法人茨木市文化振興財団

所在地 茨木市駅前四丁目6番16号

3 指定の期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

4 選定の理由

当該団体は、茨木市の文化活動の振興に資する事業を展開するとともに、地域文化のより一層の発展に寄与することを目的とし、平成8年に財団法人茨木市文化振興財団として設立され、平成24年4月1日に公益財団法人に移行したものである。

主に、舞台芸術を中心とした文化事業の実施による文化振興を目指し、劇場の舞台を使用した文化事業の企画及び開催、市民の文化活動を振興するための共催事業の開催、そして、文化情報の収集および提供等を基本的な内容として事業展開をしてきた。また近年では、市内文化芸術団体の活動を支援するための補助金交付事業、各種の相談事業及び展覧会等の事業を実施するなど、専門性とノウハウを活かした新たな事業も展開している。

当該団体は、平成18年度から市民会館及び福祉文化会館の2館、平成21年度からは市民総合センターも併せた3館、市民会館閉館後の平成28年1月からは福祉文化会館及び市民総合センターの2館の指定管理者として、安定した利用実績を保ち、適正かつ細やかな運営を継続してきた。今後も当センターの指定管理者となることで、これまでの施設管理のノウハウを生かした効率的な運営が可能である。

また、当該団体は、本市が推進する文化振興施策の一翼を担う団体であり、文化芸術に係る事業を積極的に推進してきた実績とノウハウを活かすことで、館を利用した文化事業の推進や文化情報の発信が可能となる。さらに市内で様々な団体の活動を支援してきた実績から、利用者への適切なアドバイスや、これらの活動をつなぐ役割が期待でき、市民文化の一層の向上に資することが期待できると考えるため、指定管理者として特定する。

＜茨木市立東市民体育館＞指定管理者候補者について

1 施設の名称

茨木市立東市民体育館

2 指定管理者候補者

団体名 特定非営利活動法人茨木東スポーツクラブレッツ

所在地 茨木市学園町4番18号

3 指定の期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

4 選定の理由

当該団体は、平成18年3月に国のスポーツ基本計画に規定されている「総合型地域スポーツクラブ」としての指定を受け、各種スポーツ教室の開催など、地域住民のスポーツ推進に寄与する活動を続けてきた。平成20年2月には、NPO法人の認定を受け、スポーツの振興と新たな地域社会の形成に寄与することを担い、平成21年4月1日からは茨木市立東市民体育館の指定管理者として、管理運営に携わってきた。

「総合型地域スポーツクラブ」の育成は、スポーツの振興のみならず地域における住民意識や連帯感の高揚、世代間の交流、高齢化社会への対応、地域住民の健康及び体力の保持増進など、新たな地域社会の形成に寄与するものとされており、東市民体育館を拠点として地域に根ざした活動をしているのが、当該団体である。

本市としては、当該団体が、引き続き東市民体育館を地域密着型の体育館として管理運営することにより、更なる地域の振興が図られることを期待している。

また、当該団体は、東市民体育館の指定管理者となって以来、人員を適材適所に配置し、施設の安全な管理や健全で良好な運営に必要な事務局体制を強化、組織基盤の充実を図るとともに、運営改革にも積極的に努めることで、良好な利用状況・収支状況を維持し、利用者からも高い評価を得てきた。さらに、蓄積されたノウハウを活かしたサービス向上策やアスリート招聘事業、スポーツ体験会開催事業等の魅力的な自主事業が実施されている。

以上のことなどを総合的に勘案し、当該団体を東市民体育館の指定管理者とすることで、今後も地域に根ざした「総合型地域スポーツクラブ」としての活動を継続するとともに、施設の効率化、効果的な管理運営と利用の促進が期待できるため、指定管理者候補者として特定する。

＜茨木市保健医療センター＞指定管理者候補者について

1 施設の名称

茨木市保健医療センター

2 指定管理者候補者

団体名 一般財団法人茨木市保健医療センター

所在地 茨木市春日三丁目13番5号

3 指定の期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

4 選定の理由

当該団体は、昭和52年10月1日に茨木市及び三師会（茨木市医師会、茨木市歯科医師会、茨木市薬剤師会）の共同出資により設立。基本財産は6,000千円で、理事長を代表者に評議員7人、理事12人、監事2人、所長1人、事務局は正規職員9人・非正規職員103人（令和5年10月末現在）で構成されている。

茨木市民の健康に対する関心を高め、市民の保健衛生知識の向上を図るとともに、保健医療に関するサービスを提供し、市民の健康の保持・増進に寄与する目的をもって運営している。

茨木市保健医療センターは、急病診療所業務及び成人向け健康診査業務を主たる機能とし、また、健康づくりのため、健康相談や健康教育事業を実施する拠点にもなっており、市民の健康の保持及び増進を図ることを目的としている。

急病診療業務（医科・歯科）や健康診査業務にあたっては、医療・健診にかかる専門性・特殊性はもとより、夜間や休日等の必要時に機動的・効率的に従事者を確保する必要がある。

当該団体は、茨木市と茨木市医師会、茨木市歯科医師会、茨木市薬剤師会が共同出資して設立した法人で、上記業務を的確に執行できる団体であり、加えて、市はこれまで地域の医療者との連携を図り、市民の健康保持増進を充実させてきたことから、市内全域に会員を有する三師会との連携は必要不可欠なものである。

また、当該施設について平成18年4月から指定管理者の指定を受け、施設管理はもとより、前述の各業務を的確に遂行してきた実績があり、指定管理者として適格であることから、同法人を指定管理者候補者として特定する。

＜ダムパークいばきた＞指定管理者候補者について

1 施設の名称

ダムパークいばきた

2 指定管理者候補者

団体名 大和リース株式会社 大阪本店

所在地 大阪府中央区北浜東4番33号

3 指定の期間

令和6年4月1日～令和26年3月31日

4 選定の理由

当該団体は、令和2年8月に安威川ダム周辺整備事業（以下、「本事業」という。）の代表企業として、公園の設計・施工、管理運営を担うと提案し、現在は管理運営を見据えた施設整備を行っている。

また、泉南りんくう公園や鶴見緑地公園等の類似施設において、公園管理・運営に携わっている。

本事業で誕生するダムパークいばきた（以下、「本公園」という。）は、民間活力を核とした事業展開により、市民ニーズに応じた持続可能な事業の実現と、本市の財政負担の軽減の両立が可能となることを期待し、民間事業者のノウハウを導入した官民連携（PPP）事業として公募型プロポーザル方式により事業候補者を募り、令和3年9月に3社1グループの代表企業として、公園の設計・施工、管理運営を担うと提案した当該団体と事業契約（DB契約）を締結した。

当該団体は、管理運営を見据えた施設の整備を行うとともに、他市においても類似施設の管理実績があることから、本公園の管理運営を効果的・効率的に実施することが見込まれる。

更に、本事業ではエリアマネジメントの仕組みを導入した「北部地域の魅力向上」や「地域活性化」をめざしており、（株）E-DESIGNはエリアマネジメント事業を担う事業者として、当該団体とグループ内の事業パートナーであり、本事業では既に連携を図っていることから、当該団体は本公園の開園直後からエリアマネジメント事業を推進することができる唯一の団体である。

以上のことを総合的に勘案し、効果的・効率的な施設運営及び北部地域の活性化を推進することが期待できると判断したため、指定管理者候補者として特定する。